

一般質問通告書

東村山市議会会議規則第 62 条第 2 項に基づき、下記の通り一般質問の通告をする。

2013 年 8 月 23 日

質問者 朝 木 直 子 1

東村山市議会議長殿

1 子宮頸がんワクチン接種事業は即刻中止せよ

① 6月4日の一般質問で子宮頸がんワクチンの問題点を指摘したが、10日後の6月14日に、厚生労働省は子宮頸がんワクチンについて「積極的な勧奨をしない」という通知を各自治体に行った。これを受け、当市ではどのような対応をしているか。

- (1) 市内接種対象者は何人か。
- (2) うち、ワクチン接種者は何人か。(回数ごと)
- (3) 厚労省からの通知をどのように周知しているか。
- (4) 市民からの問い合わせに対して、所管はどれだけの情報をもっているか。担当の職員はいるか。
- (5) 厚労省の通知を周知してからの接種人数。

② 医師会や学校との協議はどのようになっているか。情報の共有やワクチン接種に対する見解は統一されているか。

③ 子宮頸がんワクチン接種による副反応について

- (1) 市内で副反応の報告はあるか。
- (2) アナフィラキシーやギラン・バレー症候群など、重篤な副反応も報告されている。これらの副反応について対象者への情報提供はしているか。
- (3) 厚生労働省副反応検討委員会の資料における「重篤な副反応」という言葉の「重篤」という定義はどのようなものか。

④ 厚労省の「平成25年6月版 リーフレット」の内容をどのようにとらえるか。

特に、「子宮頸がん予防ワクチンは新しいワクチンのため、子宮頸がんそのものを予防する効果はまた証明されていません。」という記述があることは重大であるが、見解を伺う。

⑤ 前述の厚労省のリーフレットの記述で明らかなように、国もワクチンの有効性を認めていない。野田市はこの厚労省の通知があった、4日後、6月18日に、ワクチン接種を一時見合わせると発表したが、この野田市の決断をどのようにとらえるか。

⑥ 市民の健康を最優先するという観点から子宮頸がん予防ワクチン接種は即刻中止すべきである。この事業について総括的に伺う。また市長の見解を伺う。

2 当市における障がい者優先調達推進法の運用について

今年4月から「国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法室（障がい者優先調達推進法）」が施行された。

- ① 現在、当市が障がい者施設等に発注している業務や物品などはどのようなものか。対象となる当市の物品購入や発注はどのようなものか。
- ② 法制定による当市の取り組みの基本方針を伺う。
- ③ 法により、優先調達対象となる当市の物品購入や業務発注はどのようなものになるか。
- ④ 発注対象となる施設は何か所あるか。業種ごとに。
- ⑤ 法により、障がい者施設等に優先的に発注する場合は随意契約となるか。その場合、価格の適正さや施設間の公平性はどのように担保するか。
- ⑥ 以上について、総括的に伺う。